

令和9年度（令和8年度実施） 青森県公立学校教員採用候補者選考試験 概要

1 選考試験の種類（詳細は別紙のとおり）

一般選考と特別選考（スポーツ、障がい者、社会人、幼稚園教諭、大学3年生）を実施します。
一般選考と特別選考の併願及び特別選考の2つ以上の区分の併願はできません。

2 校種等・教科（科目）及び採用見込数

令和8年3月27日に公開する実施要項を確認してください。

3 実施要項等の閲覧・ダウンロード、出願の受付

(1) 実施要項等の閲覧・ダウンロード

令和8年3月27日(金)午前9時に実施要項等を県教育委員会ホームページ
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/kyousai.html>) に
掲載します。



(県教育委員会ホームページ)

(2) 出願の受付

令和8年4月3日(金)午前9時から令和8年5月11日(月)午後5時までの受付期間内に「青森県電子申請・届出システム」を利用し、電子申請により出願してください。

なお、出願ページのURLは実施要項に掲載します。

(3) 添付書類

電子申請により提出できない書類（第一次試験の免除に必要な書類、加点申請書、特別選考に関する書類など）は、令和8年5月18日(月)までに郵送により提出してください。

4 一般選考試験の内容

(1) 第一次試験

① 試験日 令和8年7月11日(土)

② 試験会場 第1会場 青森県総合学校教育センター
第2会場 青森県立青森商業高等学校
第3会場 青森県立青森工業高等学校
第4会場 都道府県会館（東京都）

③ 試験内容

筆記試験（一般・教職教養試験、専門教科試験及び特別支援教育に関する事項（特別支援学校教諭受験者及び併願希望者のみ））

④ 試験免除の要件

別紙のとおり

⑤ 専門教科試験への加点

複数免許状を有する受験者及び司書教諭資格を有する受験者で、要件を満たす場合は、小学校及び特別支援学校小学部においては15点、中学校及び高等学校（特別支援学校中学部及び高等部を含む。）受験者においては5点を上限として、専門教科試験に加点します。

詳細は令和8年3月27日に公開する実施要項を確認してください。

なお、大学3年生特別選考では加点申請を行うことができません。

(2) 第二次試験

① 試験日 令和8年8月29日(土)、30日(日)

② 試験会場 第1会場 青森県立青森高等学校
第2会場 青森県立青森西高等学校
第3会場 青森県立青森中央高等学校

③ 試験内容

集団討論、個人面接及び実技試験（中学校及び高等学校の実技試験を実施する教科（科目）の受験者（それぞれ特別支援学校教諭を含む。）に限る。）

5 小学校・中学校・高等学校と特別支援学校との併願

- (1) 志願者は、一つの校種等・教科（科目）に限って出願できますが、以下のいずれかに該当する場合で、出願時に併願希望「あり」を選択した場合に限り、併願を認めます。
- ・ 小学校又は特別支援学校小学部の志願者は、第二志望としてそれぞれ特別支援学校小学部又は小学校を併願できます。
 - ・ 中学校又は特別支援学校中学部の志願者は、同一教科について受験する場合に限り、第二志望としてそれぞれ特別支援学校中学部又は中学校を併願できます。
 - ・ 高等学校又は特別支援学校高等部の志願者は、同一教科（科目）について受験する場合に限り、第二志望としてそれぞれ特別支援学校高等部又は高等学校を併願できます。
- (2) 第一次試験筆記試験「特別支援教育に関する事項」の受験
併願希望者は、受験を必須とします。
- (3) 選考の進め方
併願受験者の選考（第一次試験・第二次試験）について、第一志望の校種・教科（科目）で通過とならない者は、第二志望の校種・教科（科目）で通過見込数に達していない場合に限り、第二志望の校種・教科（科目）において再度選考を行います。
第一次試験を第二志望の校種・教科（科目）で通過した者は、第二次試験では第二志望の校種・教科（科目）の受験者として選考します。
第二次試験を第二志望の校種・教科（科目）で通過した場合は第二志望の校種・教科（科目）による採用候補者となります。
※ 採用後は原則として、採用された校種において異動することとなります。

6 採用の延期

- (1) 教職大学院進学予定者及び在学中の採用候補者
令和9年度青森県公立学校教員採用候補者となった者のうち、国内の教職大学院へ進学する予定、又は在学中（教職大学院1年生）の採用候補者に対して、教職大学院を修了し、かつ合格した出願区分の校種・教科（科目）の専修免許状（特別支援学校教諭の採用候補者については、特別支援学校教諭専修免許状も可）を取得することを条件に、最長2年間（在学中の者は1年間）採用を延期できます。
- (2) 幼稚園教諭免許状保有者及び中学校教諭免許状保有者に係る小学校教諭又は特別支援学校小学部教諭の採用候補者
幼稚園教諭免許状保有者及び中学校教諭免許状保有者に係る小学校教諭又は特別支援学校小学部教諭の採用候補者となった者のうち、小学校教諭普通免許状を有していない者については、最長3年間採用を延期できます。